

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 28 年 12 月 13 日(火)

第 2 委員会室

10 時 00 分～16 時 40 分

【委員】道下委員長、足立副委員長、柳楽委員、小川委員、森谷委員、平石委員
澁谷委員、西村委員

【委員外議員】牛尾昭議員、田畑議員、野藤議員、笹田議員、上野議員、岡野議員
芦谷議員

【議長団】西田議長

【執行部】川崎健康福祉部長、杉本地域福祉課長
中田健康長寿課長、有福子育て支援課長、猪木迫地域医療対策課長
宮崎市民生活部長、三浦医療保険課長、塙総合窓口課長、原田環境課長
吉永金城支所長、山田市民福祉課長
田村旭支所長、佐々尾市民福祉課長
細川弥栄支所長、小田市民福祉課長
斎藤三隅支所長、大田市民福祉課長
河野上下水道部長、小川管理課長、岸本工務課長、塚田下水道課長
坂田行財政改革推進課長

【事務局】外浦書記

議 題

- 1 議案第 82 号 浜田市あさひふれあいプラザ条例を廃止する条例について
- 2 議案第 83 号 浜田市地域活動支援センター条例の一部を改正する等の条例について
- 3 議案第 101 号 指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)
- 4 議案第 102 号 指定管理者の指定について
(浜田市三隅老人福祉センターみすみ荘)
- 5 議案第 103 号 指定管理者の指定について
(浜田市金城高齢者生活福祉センター)
- 6 議案第 104 号 指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター)
- 7 議案第 105 号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)
- 8 議案第 120 号 財産の無償譲渡について(浜田市あさひふれあいプラザ)
- 9 議案第 121 号 財産の無償譲渡について
(浜田市みすみ地域活動支援センターきずな)
- 10 請願第 37 号 保育士問題保育料の軽減、出産促進に関する請願について
- 11 執行部報告事項
 - (1) 休日応急診療所と那賀郡在宅当番医制の統一について
 ≪平成 29 年 4 月から休日応急診療所へ一本化≫

- (2) 平成 29 年度保育所開園及び認定こども園移行について
- (3) 広告付き窓口呼出番号案内表示システムの運用開始について
- (4) 廃プラスチック類焼却試験中の排ガス測定結果について
- (5) 給水装置の凍結防止対策について
- (6) 市街地下水道整備計画方針（案）について
- (7) 災害時における下水道施設の復旧支援協定について
- (8) その他 「浜田市人口状況（平成 28 年 8 月末～10 月末）」の配布

12 所管事務調査

- (1) 大腸がん検診の状況について
- (2) 第 7 期介護保険事業計画策定スケジュール（案）について
- (3) 保育所の病児の状況について
- (4) 0 歳児保育について
- (5) 漏水実態調査について
- (6) 下水道の処理形態の変更状況について

13 その他

【議事等の経過】

[10時00分 開議]

道下委員長

ただいまより福祉環境委員会を開催いたします。出席委員は8名で定足数に達しています。早速レジュメに沿って進めさせていただきます。塚田下水道課長から欠席との連絡を受けております。ご報告しておきます。

1 議案第 82 号 浜田市あさひふれあいプラザ条例を廃止する条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

施設の目的は市民の健康増進と介護予防に資するため世代間交流、地域交流の拠点とありますが、具体的に事業の中身はどのようなものですか。

旭市民福祉課長

当初は在宅介護支援センターとか入っておりましたが、現在ほとんど福祉の会合とかあさひ園の職員を含めた研修などが主なものです。

西村委員

直接的な事業は現状あまりやられてないということですか。

旭市民福祉課長

直接的な事業はありません。介護予防に資するために保健師やヘルパーなどを含めた会合、ケース会議などを開催しています。

道下委員長

その他ありますか。小川委員。

小川委員

この関係というのは、公共施設再配置計画の方向に基づいて民間譲渡の流れで出されたものと思います。再配置計画でいくと平成29年度で22,231,000円の効果が見込まれると書いてあります。今後のランニングコストが全カットになる前提なんだと思います。資料に基づいた形の行革が見込まれると思って良いですか。

旭市民福祉課長

そのとおりです。

道下委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

2 議案第 83 号 浜田市地域活動支援センター条例の一部を改正する等の条例について

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

三隅地域活動支援センターですが、備考欄に特定非営利法人石州きずなの里に建物を無償譲渡するとあります。これは指定管理の管理者は手をつなぐ育成会だったと思います。それがこれに変わったのか名称だけが変わったのかが1点。

それから旭ひまわり工房に関してです。利用者が皆減ったのが理由となっています。障がい者が地域にいないわけではないと思います。その方々は現在どうされているのか。自宅で普通に暮らしていると解釈するのか、それとも他所の施設に通っていらっしゃるのか。今後そういった利用が見込めない状況にあることについて状況説明をお願いします。

三隅市民福祉課長

石州きずなの里ですが、てをつなぐ育成会三隅支部が指定管理されています。代表者えきださん、NPO法人の代表者として新組織を立ち上げられました。引き続いて建物譲渡で事業引き継いでなされています。

旭市民福祉課長

現在の利用者は2名です。旭自治区に限定すると、15歳から60歳で未就労の方が7名おられます。しかしこの方々は利用されたことがないし、今後も利用するとは伺っていません。

西村委員

手をつなぐ育成会というのはなくなって、それに代わるのがせきしゅうきずなの里なのかお尋ねしたい。

旭は地元には障害を持った方が7名、利用の意向がないと「聞いている」というのはどういうことですか。実際に聞いたんですか。

三隅福祉課長

手をつなぐ育成会はそのまま残っています。何故新組織を立ち上げたかと言うと、障害者総合支援法に基づく県の事業をするにあたって法人化しないと認定が受けられないため、代表者の方がNPO法人を立ち上げて、国県の交付事業、生活支援事業等の補助金のため、事業承認のため立ち上げられた組織です。

旭市民福祉課長

7名中5名は家族から伺いました。2名とは接触がありません。

西村委員

手をつなぐ育成会は法人化されてない団体ということですね、分かりました。

旭は数年前に私が伺った時に5、6人いらっしゃいました。結局その方が2名に減り、利用されなくなったということで、7名中5名は親御さんに聞かれたということですね。ちょっと引かかるんで

すよね、廃止することに。積極的に利用してくださいという接触は図られなかったんでしょうか。単に利用がなくなるので今後も利用が見込めないというまとめで廃止して良いものかと非常に疑問が残ったので、その点をどのように認識しておられるのか聞いておきたいと思います。

旭市民福祉課長

利用者の件ですが、確かに数年前はそのくらいの人数がいらっしゃいましたが、今は2名です。保険者を中心に邑南町まで広げて声かけしましたが、実際はこういうことです。2名の方も仕事が辛くなってきたため辞めたいということでした。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

3 議案第 101 号 指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)

道下委員長

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

道下委員長

委員から質疑はありますか。森谷委員。

森谷委員

これは浜田の社会福祉協議会が指名になっています。基本的に公募すべきだと思うのですが、指名の理由を教えてください。

天下り先ではないかと考えます。元市職員が何名いるのか教えてください。

地域福祉課長

総合福祉センターの設置目的ですが、高齢者等の福祉の向上を図る、民間地域福祉活動の活性化を図るが目的です。社会福祉法で地域福祉の推進を図るなどを目的とする団体とされています。そういったことで、本施設を指定管理施設として本市における地域福祉活動を推進していく拠点としていくには、公募ではなく社会福祉協議会を指名した方が良いと判断しました。また実績があるということが選定理由です。

理事についてですが、今の会長が前副市長です。理事の中には元職員の方もおられます。あと職員OBも2名おられます。

森谷委員

関係者はたったの4名ということで良いですか。県や国など他の公務員天下りもいるんですか。

地域福祉課長

理事会は13名ですが、2人です。

森谷委員

幹事も含めて2人ですね。

地域福祉課長
森谷委員

幹事は2名のうち1人です。

人の質問をしっかりと聞いていますか。

従業員数が80人ほどいますが、この中には何名いますか。答えられないでしょうから後で良いです。

続けます。道分山立体駐車場も創業から某団体がやっていて指定管理になり、指名にしようとして、公募になりました。公益のどうのこうの言いますが、取ってつけたような理由で、大差はないです。その点で先ほども公益とかいわれましたが、民間でもデイサービスや老人ホームや介護のところでもどんどん出てきています。その中でも立派な所があるので公募にすべきだと思います。指名にすることとは競争がないわけです。

地域福祉課長

この施設そのものが建設時に社協が入ることになっており、管理をお任せし実績もあります。浜田市における地域福祉を推進する一番の役割を果たしているパートナーです。指定管理するならこの団体しか考えられないと思い指名にしました。

健康福祉部長

市区町村に1つしかない法人です。そもそもの始まりが民生児童委員とか障害者の団体、高齢者の団体、そういう人が集まって団体を設立した経緯があります。そこへ行政が、これまでも人件費相当の補助金を出して一緒にやってきた経緯があります。他に社会福祉法人さんいらっしゃいますが存在意義が違います。従来は城山の所にあった古い建物で事業をしてもらっていましたが、野原の建物が新しく出来る際に社協に入ってもらうことを前提に建てました。確かにそれは平成8年ですが、その後介護保険が始まって、それまで市の委託事業であったデイサービスが介護保険の事業に衣替えして表面上は社協が2つの面を持つようになりました。それまでは市の委託事業であったり補助事業であったりしかできなかったんですが、そのうちの一部が介護保険制度に組み込まれたということで。他の社会福祉法人とあまり、ぱっと見違いがないように見えますが、存在はこれまでそのようにしてきた団体です。市のOB等もお尋ねになりましたが、補助金を渡す等する存在であるからそうしているわけです。このたび社会福祉法が改正され、社会福祉法人も地域の社会活動に積極的に参加して事業をするようにと方針が変わりましたので、社協の立ち位置も変化してくるかもしれません。これまでのところ先ほど申し上げた団体ですので指名にさせていただいていま

す。

森谷委員

今まで絶対変わらないような所がどんどん変わっているのはご存知だと思います。よく変わることをはばからなくて良いんです。りっぱな役目、地域をどうのこうの、それはデイサービスの人間が老人を運んだり風呂に入れたりするのは関係ありません。崇高な考えの部分と普通の介護事業者がやっている部分とあるわけでしょう。だから普通の部分を解放すれば良いと言っているんです。ケアマネが勝手に判子を押して謝罪していましたよね。崇高とは言えない新聞沙汰になっている。作業の部分は他のところが出来るわけです。その部分も独り占めにすというのはどう考えても不自然です。最初からやっていたということを経由にしないでください。それを理由に変わることができません。良いか悪いかで論じる。

地域福祉課長

指定管理はここにあるとおりの老人福祉センター事業、デイサービス事業を大きな2本にして指定管理にしていますので、分けて考えることは出来ません。向こう5年間はこれでやっていきます。切りはなすことが施設運営上、それが本当に良い形なのかはしっかり議論する必要があると思います。向こう5年間は指定管理をお願いします。

足立副委員長

高齢者に対するデイサービス事業と言われましたが、実際は平成11年でしたか介護保険法で措置から移行した段階と違い、民間事業者が多くやっており、社協がここで指名という形で優先的に活動拠点にするのは少し時代錯誤だと感じます。実際、土日は昔はやっていませんでしたが今はやっています。民間と同じことをやっていて何が違うのか、分かりません。夜9時まで延長されるのであれば大義名分も当然たつでしょうが、民間事業者と全く同じことをしては理由にならないのではないですか。

地域福祉課長

社協として今後どう担っていくか。来年度から介護制度が大きく変わります。内部の結論が出来ていない状況ですが、社協としてはそこが大きな検討課題と認識されています。来年度以降の具体的方針はこれから出されると思います。

健康福祉部長

民間と変わらないではないかというご指摘ですが、社協はご存知のとおり皆さんから会費を頂戴しています。これは地域福祉活動を行うために財源としていただいております。そうしたところを反映するために訪問入浴介護事業をやっています。デイサービスに通う

ことが難しい方に対し、3人の職員が簡易バスタブを運んで入浴させることをやっています。収支的に合わない事業です。これまで内部的にも継続が困難だという話は出ましたが今も続けています。金城は訪問にロスが多い地域です。そこへ訪問介護をしに行く事業はありませんが社協はやっています。人員集約はしましたがそういうサービスは切らずに続ける。収支だけで事業をするわけではありません。支部の皆さんから会費を頂戴してやっていますから。そうした部分が全くないのなら民間業者と同じだというご指摘もごもっともですが、そうしたこともやっていますので、いままでどおりお願いしたいと提案させていただきます。

足立副委員長

部長が言われることはごもっともだと思います。訪問入浴は当然市内では社協しかやっていないで、社協がやるべき事業だと思います。ただ介護事業において言えば例えば夜間訪問介護は市内誰もやっていないので社協がやるべきではないですか。他の民間が出てくるのであればどこかの段階で手を引くとか今の社協に求められているのは権利擁護であったり来年から始まる総合支援事業でボランティア団体の設立や促進を図るべきです。利益を生む事業に固執しているんじゃないですか。現状のまま協議だけしてはい終わりでは、社協さんの改革も含めて、存在意義が全国的にも問われています。訪問介護事業を島根県内でも手をつけてない社協もあります。営利目的を否定はしませんが、他のところもしっかりして頂かないと身体障害者の部分について言えば他の社会福祉法人のほうがはるかに大きい社会法人があります。その辺りの整合性はどうなっているのかと私は感じます。リーダー的に介護事業をする存在であって欲しいと思います。市からの多額の補助を認識していただきたい。

地域福祉課長

社協も認識しています。しっかり浜田市内における社会福祉法人の中の位置づけについて今後についてもしっかり協議していきたいと思っています。

道下委員長

その他。澁谷委員。

澁谷委員

私も社会福祉協議会が既得権益化しているのではという気がしています。指定管理料も高額ですし、他の委託事業も市から社協に渡す。その割に改革がほとんど進んでないのではないかと。介護保険事業導入の頃は市内にほとんど事業者がなかったので社協を頼っていたと思いますが、今は民間業者が多くあります。民間と競合する

部分を担う必要はなく、コスト問題で民間がやれない部分を担う方が、このセンターを使う正当性もあると思います。美味しい所だけを取っているような状況です。地区社協には潤沢な資金が渡っていない所もあります。

地域福祉課長

開設当初と比べると時代も変わっています。市内民間との差が縮まっています。問題意識を持っていますのでしっかり協議して今後の変革に繋いでいきたいと思います。

重要な社協の活動の位置づけとしていきますので、一緒に取り組んでいきます。

澁谷委員

ただ予算を付けているだけではないですか。

地域福祉課長

かなり年間通じて協議しています。地域の声も反映するべく意見を聞いて、社協としての事業のあり方は行政も入ってしっかり協議します。

澁谷委員

今後の指定管理者の考え方ですが、この5年が終わった後は公募されますか。

地域福祉課長

指名ありきではありませんので、公募も含めて検討します。

道下委員長

その他。西村委員。

西村委員

指定管理料について2点ほどお尋ねします。今回1億6400万円あまりの指定管理料となっています。前期5年間と比べると3000万円以上アップしています。違いは何ですか。

前期5年の予算を遡ってみるとそれぞれ微妙に違います。毎年同じだと思っていたら違うようなので、どういう契約に基づいてそうなっているのか伺います。

地域福祉課長

2回改定しています。1点目が消費税アップ、2回目が光熱水費がどうしても機器が古くなったこともあって何100万も毎年赤字が出ていましたので上乘せした経緯があります。最終的な合計で1億4,300万です。それに比べると新しい指定管理料は約年間2百十数万上がった形になります。維持管理していくための業務委託があります。排水溝整備だとか、その他整備保守とか、諸々の維持管理業務委託経費を何社か委託していますが、それが100万以上上がっています。

道下委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

4 議案第 102 号 指定管理者の指定について(浜田市三隅老人福祉センターみすみ荘)

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。森谷委員。

森谷委員

これも同じ社協が指名されています。目的が簡単に書いてあります。同じ部署が書かれたのでそれなりの理由があると思いますが。福祉の向上と増進の違いは。本題は指名の理由です。マークシート式に非常に疑いを持っています。選定理由は書いてありますが、皆右に倣えです。ノウハウが蓄積、熟知、当初。皆同じにする必要があるのか、まずそこから伺います。

三隅市民福祉課長

みすみ荘も施設建設当初から三隅町社協が施設を委託管理していました。指定管理制度になってからも引き続き、社協さんの事務所が開設当初からあるので、ずっと施設管理もお願いしながら指定管理をお願いしていました。熟知されているし技術もあるのでそういった言葉を使用しています。

健康増進向上ですが、この施設については健康増進面という意味では高齢者を対象とし、高齢者の協議会の事務局もその施設の事務としてやっておられます。イベント等や高齢者スポーツ大会を開催されています。向上と増進の違いですが、はっきりと説明は私はいかねます。

森谷委員

地方自治法には、自治体の目的は住民福祉の増進とあります。特別なノウハウと二言目には言いますが、今は色々な事業者が出ていて、ノウハウを持っています。何も知らなくても新しい所がやれるのは皆さんご存知なので、そういう理由を前面に出しても説得力がないんです。

三隅市民福祉課長

当初から携わっておられるのでしっかりしたノウハウはあると思います。他の事業所さんとは多少違うのではないかと思います。いきなり4月から入ってとするよりは、以前から地域との繋がりを持った所が良いと思います。

部長

他の事業所には出来ないのかと言われましたが、館があって館を維持管理するだけだと、館の管理は出来ると思います。しかし社協は民間で福祉をキーワードとしてまちづくりをするという民生委員であったり、高齢者クラブであったり、障害者の団体であったり、そういう人たちが集まって法人を運営してきたわけです。以前は非

営利でやってきたので、当然そういった事業をするために設備が揃っています。そういったまちづくりの団体の事務局を社協が持っていて、その館があってそこで関係する団体の人たちが集まって会議をしたりいろんな事業を行って地域福祉を進めて行こうという団体ですから、管理のノウハウだけでなく、そうした場が必要だということで整備され、そこえ民間地域福祉を推進する団体の代表といえますか社協が入っているということです。

森谷委員

やっている内容はどのようなことですか。

三隅市民福祉課長

主な内容は、関係する団体との会議等、または事務局事務です。相談業務と会議開催業務、事務局業務が主です。

森谷委員

そんなことなら、浜田の大学そばにある所で充分足りると思います。研修室、会議室など一杯あるじゃないですか。貸し会議室みたいなものですか。

三隅市民福祉課長

会議の場と、在宅介護事業所の面もあります。高齢者の方との心配ごと相談、法律相談もやりますし、実際に高齢者の方に研修室にお越しいただいての催し物もやっています。会議のみの施設ではありません。

森谷委員

民間でもやれることが分かってきました。そこでないと出来ないことがあると言われましたが、そんな風には思えません。言っていることと中身が全然違います。老人に対して何をするのか全く分かりません。野原はまだ分かりますがみすみ荘は全く分かりません。納得いきません、予算は不要ではないですか。

三隅市民福祉課長

三隅の社協の取り組みは、まずは地域の高齢者との関係がすごくあります。民生委員の活動にしても社協を中心にして諸々の相談があります。地域密着の団体です。

森谷委員

地域の結びつき、相談が大事ということなので、毎月何人程度の相談があるか教えてください。

三隅市民福祉課長

相談件数はしっかり押さえていませんが、昨年度の施設利用が879人です。

道下委員長

ここで暫時休憩します。再開は11時5分とします。

[10時56分 休憩]

[11時05分 再開]

道下委員長	会議を再開します。先ほどの議題4、議案第102号について、西村委員。
西村委員	指定期間の問題ですが、今回3年になっています。前期は5年だったのに何故か。もう1つは指定管理料の問題です。3400万あまりだったのが26,775,000円です。単純に1年で割るとかなり大きな開きになりますので、何か事情があるのだらうと思います。説明をお願いします。
三隅市民福祉課長	<p>みすみ荘については公共事業再配置計画の中で施設の方は内容を、施設建設当時からかなり年数がたっているので解体の方向で考えています。統合を考えています。場所は検討中ですが、指定管理を5年より3年にして早期にこの施設を開ける目的があります。</p> <p>指定管理料については職員1名分の賃金、施設管理費ということで算定しています。指定管理の計算をするにあたりその時の担当職員の賃金で計算しています。指定管理算定の際に対象となった職員の賃金差によるものです。賃金上昇分を加味して、3年または5年で計算しています。</p>
西村委員	<p>公共施設再配置計画の中で統廃合方針に基づいて同種施設の統廃合を検討しているから3年に短くしたということですね。</p> <p>管理料の問題は、そうすると人件費は1人分で、施設設備については変わっていない。そうすると1年間で約200万違います。それが人件費の違いだということです。前期は682万くらいになります。今後が890万。そうすると200万円強違うので大きすぎやしませんか。</p>
三隅市民福祉課長	27年度実績でいくと計算された指定管理料は主事の管理料でした。実際に人事異動に伴い27年度は係長職が入ってきました。ということで、差額について170万程度出ていますが繰入金として処理されており、トータル約890万の事業費になっています。
西村委員	主事が係長に代わるということで年間170万の違いが出るということですか。
三隅市民福祉課長	社協の繰入金です。当初の金額については先ほど述べたように、主事としての算定で指定管理料を決めています。実績の際には異動があったので差額が生じています。
西村委員	前期の5年間というのは主事で積算したが、実際には係長が来た

ということですか。理解が及ばないのですが。

三隅市民福祉課長
西村委員

平成 27 年度に係長が来たということです。

それはおかしいと思います。主事をあてようが係長をあてようが、社協の勝手なので人件費でいくらみるというのは絶対いくらというのはあるはずです。施設でバラバラであれば、これはまた問題でしょうが、係長が来るから係長見合いの人件費を充てるとは納得出来ません。

三隅市民福祉課長

算定の際にはその施設で担当になった職員の人件費で算定されております。他の施設に変わった場合はその施設の担当の職員で算定されていると思います。

澁谷委員

全く質問するつもりはなかったのに今の話を聞いて気分が悪くなった。今の話を聞くと完全に背任行為です。どういう審査をしているのかお尋ねしたい。

道下委員長

この議案が出ていますが、今のような状況が全てなんでしょうか。地域福祉課長。

地域福祉課長

法人運営部分の職員補助をしています。それは誰と誰ととやっています。指定管理料を計算する際はダブらない担当者の金額をここに計上しています。三隅が説明した、最初は主任級で計算し、異動があつて人件費が上がったので、市からの委託料は変えずに、社協の持ち出しでやったという意味合いです。指定管理料についてはこの 5 年間やっていく。人件費は余れば必ず精算しています。4 割を次の年度に持ち越す、社協の利益には入らない計算をしています。

澁谷委員

繰入があるなら 680 万×3 年で良いのではないですか。前回に比べ今回は上乘せじゃないですか。浜田市が判断し主事の能力で足りる仕事なら主事を充てるべきです。

地域福祉課長

三隅支所の部分、実績をもって精算もしているのは確認しているので大丈夫です。

足立副委員長

社会福祉協議会に対して数件議案がありました。指定管理料の内訳を示していただきたいので、資料として要望します。人件費もあつたし、施設管理費もあつた。先ほどの話だと、社協だから精算もしているという話でしたが、民間事業所であつたり、民間会社であれば同様なことをしているといえ、そうではないですよ。社協だけあまりにも人件費の部分に運営費補助を出して、精算も含めた手厚い保護をしているように見えるので、はっきりさせるためにも

資料提供をお願いしたいです。

道下委員長

皆さん、資料請求を求めますか。

(「異議なし」という声あり。)

地域福祉課長

実績を見ていただければ、収支がいくらになり、返還がいくらかとか、というのはきちんと取ってありますので、それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

道下委員長

委員にお諮りします。社協関係がいくつかありますが、資料が出てから議論を重ねたいと思いますがよろしいですか。

(「はい」という声あり)

ではそのように進めさせていただきます。次は議題7に移ります。

7 議案第 105 号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。森谷委員。

森谷委員

ここだけが社協ではありません。三隅は合併の時に社協を合併したと言われました。三隅と違うんでしょうか。

旭市民福祉課長

旭福社会と社協の関係でしょうか。全く関係ありません。

森谷委員

ここは民間なんですか。社協は民間じゃないんですか。

旭市民福祉課長

社会福祉法人法で、社会福祉協議会と社会福祉法人旭福社会は関係ありません。

森谷委員

どちらも民間で別法人ですか。それとも民間ではないんですか。

旭市民福祉課長

民間です。

森谷委員

意義がどのと言われていたから、民間が高い意義を持っていて、地域のお世話をするのに適当だというのなら、同じ民間だったら差をつけるのはおかしいですよ。まず天下りがいるかどうかと、給与水準は市役所に合わせてあるんですか。

旭市民福祉課長

役員に職員OBが入っています。給与体系については把握していません。

森谷委員

役員の中に市役所の人が入っているというのは、若干天下りの匂いがします。介護タクシーの会社がありますが、あそこは満期で退職した市職員はいないそうです。旭福社会で人が辞めて、能力の高い人が来れば繰入れということがありますか。

旭市民福祉課長
森谷委員

指定管理料の額は変わりませんし、繰入れはありません。
同じ社会福祉法人なのに違いがあることをどのように思われますか。

旭市民福祉課長
森谷委員

この施設の設置目的なりやられている活動が今まで議案に上がっていたものとは違う形なので、社協との比較はできかねます。
同じ社会福祉法人なのに意義によって違うんですか。普通の介護の法人でも、主任が係長に代わって増額するのであれば、普通の指定管理も公募で採用した指定管理も変わらなければつじつまがあわないと思います。そうでなければ指定管理の金額など意味をなさないではないですか。

道下委員長

森谷委員、地域で設立したものなので、社協とは区分けをしていただきたいと思います。暫時休憩させてください。

[11 時 30 分 休憩]

[11 時 32 分 再開]

道下委員長
森谷委員

会議を再開します。
109 条の社会福祉法人が格上というイメージです。旭は格下。ですか。どちらでも指定管理でやっている以上は給与は平等に扱うべきです。どこも平等に扱っているはずです。同じにしないから突かれるわけですよ。誰が答えてくれるんですか。

健康福祉部長

社協の指定管理で出しているものについて資料を見ていただければ良いわけですが、この施設については合併前に各々やっていたんですが、旭の社協は在宅介護とか介護事業はタッチしてこられませんでした。グループ・・を作った際に、旭時代は社協はタッチしておられないから、この特養を設立した社会福祉法人に近接地でもあるし一緒にやってもらえないかとお願ひしてきた経緯があると思います。給与のことも言われましたが、独立した旭福祉会にそうした経緯で仕事を頼まれていますから、事業に必要な人件費とかは法人と話をして、適正金額でこれまでもやってきておられると思います。社協との比較は、これに関してはなじまないのではと思います。社協の指定管理料とかは資料を見ていただいて、それでお話なり審査なりをしていただければと思うんですが。

道下委員長

その他意見がありますか。西村委員。

西村委員

指定期間の関係で、今回 3 年間になっている理由です。前期は 5 年の指定期間だったと思います。譲渡を意識した 3 年なのか確認したいと思います。

旭市民福祉課長
道下委員長

意識しました。

その他。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

8 議案第 120 号 財産の無償譲渡について(浜田市あさひふれあいプラザ)

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

ではこの件については以上とします。

9 議案第 121 号 財産の無償譲渡について(浜田市みすみ地域活動支援センターきずな)

執行部から補足説明があればお願いします。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑はありますか。森谷委員。

森谷委員

譲り受けた後に最終的には解体になると思います。解体は市が負担すべきだと思いますがどのようになっていますか。

三隅市民福祉課長

最終的に解体費用云々というところは私は認識していませんでした。

森谷委員

無償譲渡を推進するために解体費用は市が持ちます、というのは木田小学校ではなかったですか。

行財政改革推進課長

譲渡するものによってはそういう考え方もありますが、これについては特にそういう話はありません。

森谷委員

規模からして譲渡を受ける人も非営利組織ということで資金が潤沢ではなさそうです。困ったら市がやるんだらうなという暗黙の了解で今まではやってきましたが、時代の流れで決める方向になってきました。これも決めるべきではないでしょうか。

三隅市民福祉課長

再度代表者と協議はさせていただきたいと思います。

(「なし」という声あり)

道下委員長

ではこの件については以上とします。
暫時休憩します。

[11 時 42 分 休憩]

[11 時 44 分 再開]

道下委員長

会議を再開します。執行部の用意の都合もあるため、執行部報告事項を先に進めたいと思います。

11 執行部報告事項

(1) 休日応急診療所と那賀郡在宅当番医制の統一について

《平成 29 年 4 月から休日応急診療所へ一本化》

道下委員長

執行部から順に報告願います。地域医療対策課長。

地域医療対策課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。西村委員。

西村委員

診療日と診療時間は基本的に休日応急診療所の体制を引き継ぐのだと思います。4 月から新体制になり、当番制になって那賀郡の先生も入って回すということの良いんですか。高齢化で那賀郡がやっていけないということだと思いますが、現状、後継者がおらず 5 年 10 年先に廃止に追い込まれるような診療所が散見されるような状況なんですか。

地域医療対策課長

在宅当番医制が、医師高齢化により大変ということではなくて、まず最初に休日応急診療所が医師の高齢化により減っていくとすることがあり、あと那賀郡在宅当番医制の先生と一緒に取り組んでいたたく、そこから始まっています。確かに浜田市各診療所も高齢化、後継者不足で閉院していく要因がありますので、医療・歯科含めて今後も地域医療を守るために医師会と協議しなければと思います。休日応急診療所の当番の中に那賀郡の先生も入っていただくようになっています。

足立副委員長

これを 4 月から実施した場合、旧那賀郡にメリットはないんですか。救急車の出動回数等は消防と協議していますか。

地域医療対策課長

那賀郡在宅当番制の内容については応急診療になりますので、もともと救急車が必要な場合は救急車を出して頂く、あとかかりつけ医の診療をしていただくことになっていますので、消防とも検討し

道下委員長

ていくことになっています。

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

(2) 平成 29 年度保育所開園及び認定こども園移行について

道下委員長

執行部から順に報告願います。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。澁谷委員。

澁谷委員

みのり保育園借地とありますが、民間の土地か、国土交通省から買い取った跡なのか、上府保育園はお宮の土地であったと思いますが、市の土地も入っているのかお尋ねします。

子育て支援課長

みのり第 2 保育園については、国土交通省の宿舎があった国有地です。国有地をそのまま借地されます。上府保育園の借地はご指摘のとおり民地で、こちらの法人さんが借りられます。市は土地の関係はありません。

道下委員長

その他ありますか。柳楽委員。

柳楽委員

認定子ども園で 25 名くらい人数が減るとのことですが、かなり定員が増えるようです。待機児童はしばらく解消されるということですか。

子育て支援課長

恐らく来年度以降は、待機児童が出なくなるのではないかと思います。市の西部の要望とのマッチングということで、必ず出ないとは言いきれないですが。

柳楽委員

これが出来ることで当然、看護師、保育士、調理員の人員確保が必要になると思いますが、人材不足だと聞いています。どうなりますか。

子育て支援課長

主に保育士の手当てになると思います。上府は国府と同じ法人さんなので法人内で人の異動もございます。それも含め定員を減らされた部分もあると思います。誠和会さんの場合ですが、先ほどお話したように複数の保育園を運営されており、毎年保育士を雇用されています。色んなつてを頼ってということでしょうか、それ以外に保育学校を回られて確保されていると聞いています。みのり第 2 保育園ですが、こちらでも市内で複数の保育園をやっておられるので、その中で人事異動で確保されると。定員の見通しがはっきりしないため報告の中に入れていませんが、みのり保育園自体の定数をどう

するかご検討中です。保育士のやりくり、新たな入所申し込み等を勘案しながら、みのり保育園の定員の方も考えていきたいと伺っています。新しい保育士さんの確保は努力されています。

道下委員長

その他。西村委員。

西村委員

定員は結局、みのり保育園も第2保育園も、変わる要素があるということですか。

子育て支援課長

新規園については今認可の書類が出てきましたので、75名で変わりありません。既存の園の定員を動かすのは可能ですので、変わってくる可能性があります。みのりが定員90名です。場合によっては落とすということもあろうかと思えます。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

西村委員。

西村委員

先ほどの資料請求の件です。三隅の老人福祉センターは遡って分かる範囲で、結局どういう人が実際についているかとか、主事の前、もっと前はどうだったのか。今は係長に変わっているんですが、実態も併せて教えてください。

道下委員長

休憩に入らせていただきます。再開は13時00分です。

[12時03分 休憩]

[13時00分 再開]

道下委員長

会議を再開します。

(3) 広告付き窓口呼出番号案内表示システムの運用開始について

道下委員長

執行部から順に報告願います。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。平石委員。

平石委員

費用は事業者負担とのことですが、メンテはどうされますか。

総合窓口課長

メンテも事業者負担です。定期的にメンテに来てもらいます。

平石委員

緊急時はどうされますか。

総合窓口課長

緊急時も対応していただく契約です。本社が広島なので広島から来られます。

道下委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ではこのことについては以上とします。

(4) 廃プラスチック類焼却試験中の排ガス測定結果について

道下委員長	執行部から順に報告願います。環境課長。
環境課長	(以下、資料をもとに説明)
道下委員長	説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。森谷委員。
森谷委員	すごい削減効果でびっくりしました。埋め立て処分場の埋めるごみは廃プラ燃焼実験前が 100 とすると、いくつになったと認識すれば良いですか。
環境課長	27 年度の埋立実績で言うと 27 年程度延命化できるとのことだった。償却実験により 22 年間は延命となり、概ね 49 年間は延命できると試算しています。
森谷委員	ベースが何割減ったのかという話です。
環境課長	100 が 55 になったということです。
森谷委員	その焼却処分場はいくらかかって何年もつ予定だったんですか、30 億で 20 年ですか。
市民生活部長	行革に出したものと今どうなのかを質問されたいのだと思います。行革時に計画したものとほぼ予定どおりです。ただ事業系は想定してなかったのが、行革以上の効果が期待できる結果となったとご理解いただきたいです。
森谷委員	20 億か 30 億くらいできて、だいたい半分で 40 年になった。ということはもう 1 個作らなくて良くなったということなので、1 年で 1 億 5000 万の削減になったというように金額で把握したかったわけです。
市民生活部長	大雑把に言えばそのとおりです。ただ、想定外部分としてごみ処理手数料分の収入が約半分になっています。
小川委員	これからの流れですが今年は 5 回の燃焼試験と、待機室の試験等が行われると。来年度についてはその焼却試験を併せて 30 年度からの本格実施にむけた準備を予定されていますが。あわただしいスケジュールになっているが可能ですか。
環境課長	先般、広域行政組合と江津市とで協議しました。現在搬入している廃プラをそのまま焼却し、試験データを長い期間取りたいと思います。また引き続き中期にかけて検証もしながら、ごみ分別早見表

など周知も並行して進めていきたいと検討しています。

小川委員

燃焼実験は申し分ない測定結果が出ています。今後問題点がなければ本スタートに向けていくと思いますが、住民の合意形成等、どのようなハードルを想定されていますか。

環境課長

地元を第一優先として、江津市とも協議しています。試験に至るまでも地元説明を何度か行っています。ある程度地元の方にも理解をいただいて焼却試験に至っています。また地元との意見交換も検討しています。細かいスケジュールが出ればこの場でご報告したいと思います。

澁谷委員

平成30年からの本格実施とありますが、本格実施はどのような形態になるのか教えてください。

環境課長

本格実施としていますが、現在は まだ試験ということで28年、29年度行います。市民に周知を徹底する、また分別が変わりますので、不燃ごみと燃えるごみの変更点が大きくなるので、市民に分かりやすいよう資料を配布したり、分別早見表など資料の改定時期もきているので皆さんに徹底していただくということです。

西村委員

ごみ分別の簡素化が1つの目的だと書いてあります。廃プラを燃えるごみの袋に入れて出すということなんですか。正確に教えてください。

環境課長

廃プラというのが専門用語で分かり難いですが、今までは汚れた容器は洗って資源ごみに出してもらっていましたが、検討した結果、燃えるものは出来るだけサーマルリサイクルした方が、エコクリーンセンターの売電収入にもなるし、ジョネンザイにもなるということもあり、行っています。進めようとしています。

西村委員

まだよく分からない。なぜ簡素化になるのか。燃えないごみ袋も残るし、ごみ袋の種類は変わらないんでしょう。そのあたり教えてください。

市民生活部長

分かり易く言うと、不燃ごみの量が減ると思います。不燃ごみはほとんど金属ごみしかありません。不燃ごみの収集回数についても議論が出てくると思います。同じ廃プラでも不燃と資源に分けていたものを、湿気のあるものは資源、汚いものは不燃から可燃に変わる。ただ不燃の分別は極端に減るというものです。極端に分別が変わるものではありません。リサイクルの考え方も変わりません。実験と称していますがここ2年燃やし続けていますので、その結果本格実

施になっても燃やす量は変わりません。分別が変わるだけで。今既に燃やしていると。一番問題になっていた終末処理場で考えられたダイオキシンなどは既に検証を続けるわけですからそのあたりは問題もないでしょうから、スムーズに移行すると。本会実施というのは飽くまでも、ごみを出すベースが変わるだけの話しです。今の焼却の状態は変わりません。

西村委員

今プラスチックの薄青の袋と、濃い青（燃えないごみ）袋があって、廃プラは燃えないごみに入れてあります。それを燃えるごみに入れるようになるのですか。

環境課長

不燃ごみも分別の早見表の中で調整が必要になります。今までいろんな燃えないごみを全部不燃物としていましたから、不燃ごみも増えてましたが、汚れたものは燃やすほうに回すことになると、不燃に入るごみの量も減るということになって、主に鉄類、茶碗、ガラス類こういったものが中心に不燃に入ると考えます。袋の表記も変える必要があると思います。

西村委員

私見なんですけど、燃やせば良いという発想になると、ごみの総量は増えていくばかりだと思っていて、そこが一番懸念しています。燃焼試験はいいですが、汚れた廃プラを燃えるごみ扱いすることは、私は疑問視しています。

道下委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ではこのことについては以上とします。

(5) 給水装置の凍結防止対策について

道下委員長

執行部から順に報告願います。上下水道部管理課長。

管理課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。森谷委員。

森谷委員

主に問題点は2つ。長期不在と思われる家屋のリストを作成し配置。ガス給湯器の違いによって対処が複雑だということです。これは認識しておられますか。

管理課長

給湯器が多かったのは認識しています。給湯器についてはうちがタッチ出来ない部分が多いので給湯器は設置業者にご相談いただくよう広報には一文添えさせていただきました。

森谷委員

言っては悪いが、出来ない理由はガス会社ではないからというの

であれば、ガス会社から情報を提供してもらう等、基本的な情報は提供してあげる、ワンステップの意識を持ったら良いと思います。

管理課長

今年はこれで載せていますので、次に載せる機会があれば載せたいと思います。

森谷委員

そういう危機感のない話では話にならないではないですか。もっときっちりやるべきじゃないですか。12月号に間に合わないなら1月号に載せれば良いでしょう。

工務課長

給湯器も種類が多く、広報の限られた紙面の中でお知らせするのは困難です。ガス会社の方に凍結防止の情報を提供してもらうよう依頼しました。

森谷委員

本当の危機なら、とびらを開けて等のコーナーで取り上げれば良いじゃないですか。何のための広報ですか。どうしても良いことをペラペラ喋るより有益な情報を提供すべきでしょう。

工務課長

今後の参考にさせていただきます。

道下委員長

他に。

(「なし」という声あり)

ではこのことについては以上とします。

(6) 市街地下水道整備計画方針(案)について

道下委員長

執行部から順に報告願います。

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。森谷委員。

森谷委員

平成29年から35年とありますが、そもそも29年から35年までの予定の金額はいくらだったのか、それから、その最終的に流れつく所はやはり松原湾だったのか、この事業には過疎債が予定されていたのか。

上下水道部長

事業費は用地買収費が1億、処理場の関係の基本設計等で2000万、35年までで言うと1億2000万。事業費自体は変わりません。処理場については計画変更はなく場所は変わりません。過疎債は従来から充当する計画でした。過疎債と下水道事業債です。

森谷委員

最終は松原湾は変わらないわけですか。

上下水道部長

はい。事業費、事業ベースも変わりません。

森谷委員

先に着手するのが上流なので、いくら整備が出来ても稼動することとはできないわけで、後半の松原周辺の平成42から46年度いまか

ら 15 年先、たたないとせつかく整備したところも利用できないんですか。

上下水道部長

私も説明不足だったが、前段の所で処理場整備もします。具体的に言うと処理場整備については平成 36 年度に設計、建設工事は 37 年度から始める予定です。管路整備も駅前周辺でやりますが、それが完成したくらいに処理場についても稼動ができる状態にするということで予定しています。

森谷委員

上流側の半分でここが管路整備ができたと同時に 1 本だけ太いのを松原湾までパイプを通す、それと同時に松原湾の処理場も完成させるからとりあえず上流が完成したら稼動できるというそういう認識でよろしいですか。

上下水道部長

そのとおりです。

森谷委員

駅前周辺がずれたことで、過疎債の枠もでき事業費（予算）の枠もでき、歴史館を作るためのしわ寄せがここに来たのだと思います。下水道工事自体に反対なんです、下水道が遅れたことはいいのですが、過疎債はここで無くなったものはどのように充てられていると思いますか。

上下水道部長

財政協議の中では従来から考えていた財源の内訳を担保するために事業年度をずらすことで確保するよう調整しているのだと思います。

森谷委員

結果オーライなんです、事業費で言うと市は 6 億くらい浮いたというイメージでよろしいですか。

上下水道部長

6 億の意味がよくわかりません。

森谷委員

全体で 200 億なんです。下水道整備は。それで市が負担するのは 20 パーセントと聞いてますから、30 億に対してです。

上下水道部長

そういう話です。

道下委員長

その他。澁谷委員。

澁谷委員

これまでも下水道、国府地区が接続率が悪いので 3 億円の持ち出しをしている事実がある以上、接続率を 50 パーセントで成り立つ経営が必要だということは、伝えてあるのですが、そもそも下水道を浜田市の財政状況で下水道が可能ですかとか、質問をさせて頂いたときに、分割方式にして、浜田市の持ち出しは少ないので必ずできるという答弁でした。それが一気に先送りの話になっています。それに、駅周辺でビルを建てる方達からも、大きな合併浄化槽を据え

るのに地中深く掘るのでコストが高いというふうに大叱りもあつたりして、駅の周辺、市街地そこについて、スタートすることは政策的に正しいものと思っておりましたが、5年先延ばしをするということで、部課長はどう責任を取るおつもりですか。

上下水道部長

責任については答えようがありませんが、結局、市の大きな事業がある中で全体の総合的な見直しや判断の中で、下水道事業を遅らせるという判断になったということで、それは最終的には市長の判断もあつたということです。

澁谷委員

トップの判断ということですが、最初から認識が甘いのではないですか。過疎債を使うといっても、過疎債の配分を決めるのは島根県で、浜田市ばかり使えなかったというのが、高度衛生管理型の市場とかあらゆる行政課題の投資に対して計画性が無かつたのではないのでしょうか。

上下水道部長

所管外の事業に対して、私から説明する訳にはなりません、事業費の当初見込みがそれ以上かかってきたというのがあると思います。下水道整備事業の本質は変えていませんが、色んな事業を整理する中でみなおさざるをえなかつたということで、ご理解をお願いしたいと思います。

澁谷委員

単刀直入に言うと、中期財政計画を黒字に見せかけるために、先延ばしをしたということですか。

上下水道部長

財源の確保という視点です。優良債の確保が難しいということから、やむなく事業計画の変更に至つたということです。

足立副委員長

市民に直結するこの事業を、1年経過もしていないのに金の都合でころっと変えられる、苦渋の選択だつたと思いますが、そんな簡単なものだつたのですか。

上下水道部長

簡単なものではありません。今年の春にこの3月に下水道審議会から答申をいただいて、方向性を出して頂いたわけですので、それを踏まえて29年度から着手ということ、申し上げたところです。下水道課長も意気込みを示した訳です。従つてこういう結果になつたことは、担当課長にとっては苦渋の決断だつたと察します。私も全体の話の中でもありますのでこの計画に沿つて準備を進めたいと思います。

道下委員長

その他。

(「なし」という声あり)

ではこのことについては以上とします。

(7) 災害時における下水道施設の復旧支援協定について

道下委員長	執行部から順に報告願います。上下水道部長。
上下水道部長	(以下、資料をもとに説明)
道下委員長	説明が終わりました。委員から何か質問がありますか。
	(「なし」という声あり)
	ではこのことについては以上とします。

(8) その他

「浜田市人口状況（平成 28 年 8 月末～10 月末）」の配布

道下委員長	配布物がありますのでご確認ください。足立副委員長。
足立副委員長	浜田市の人口状況について確認をしたいんですが今現在担当課で出生数について、このままいくと400人を割るような気がしますが、担当課としてはどうお考えでしょうか。
子育て支援課長	予測では、この数字の推移を見ますと400人は非常に大変と思います。私の方では妊娠届を受けておりまして、今手元にはありませんが、年度初めは非常に少ないんですが、後半に向け多少出生数が増えるのではないかと思います。ただ400人というのはかなり厳しいかなと思います。行政がどうこうできるものではありませんので、あくまでも推測です。
足立副委員長	11月の出生数は。現時点でわかれば教えてください。
総合窓口課長	29人です。
森谷委員	たまたまいい話題ですので、お手元に資料があると思いますが、日本全体で人口が減るという現実を踏まえ人口が減っても地域社会が機能するしくみを構築することである。というように私がずっと言っているんですが、皆さん関心を示されません。産経新聞です。こういう考えかたもあるということで。人口が減った時におかしい浜田市にならないように、減ってもなんとかという方法も合わせて考えておく必要があると思います。ご協力をお願いします。
道下委員長	今回の報告事項を全協に提出をどのようにするか。地域福祉課長。
地域福祉課長	全協報告につきましては、 (1) 資料配布のみ

- (2) 資料配布のみ
- (3) 資料配布のみ
- (4) 資料配布のうえ説明
- (5) 資料配布のみ
- (6) 資料配布のうえ説明
- (7) 資料配布のみ
- (8) 資料配布のみ

と考えております。

道下委員長

それでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

暫時休憩とします。再開は14時10分です。

[13時58分 休憩]

[14時09分 再開]

道下委員長

会議を再開します。午前中に取り上げました議題3議案第101号指定管理者の指定について（浜田市総合福祉センター）の補足説明をお願いします。

地域福祉課長

説明の前に1点報告させていただきます。議案の説明の中で、社会福祉協議会の従業員数というところに理事等の人数がのっておりますが、その中で市のOBについての質問でした。過去に市の職員ということで、あらためて確認しました。現在の中には、過去市のOBは5人、地域代表も含んでおります。参事が2人、評議員は1人、正規職員の中には市のOBはいません。

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

これについて質問があればお受けします。

澁谷委員

原価積み上げ方式で、コスト削減など考えていない。ただ出て来た数値を経費として認めているわけですよね。経営としては考えられません。50年前の経営の仕方ではないですか。

森谷委員

指定管理が今回根本的に、坂田さんの所（行財政改革推進課）でやり方が変わったのはご存知ですか。

地域福祉課長

公募等をかなりルール化したのは聞いています。

森谷委員

余ったお金を返す、返さないとか。50万以上の支出については、市が負担、それ未満は指定管理者の負担。これが変わったんです。

建物に関して所有者が直すべきものは、全部市、そうでないものは、指定管理者。もう1つは指定管理業者の経営努力で利益が上がったら全部指定管理業者のものとなる。以上です。

地域福祉課長

来年度の公募に関する部分でのルールはそのように統一したと、聞いていますが、指名の部分は浜田市オールルールまでは整理できなかったもので、来年度に向け、検討事項と聞いています。

森谷委員

9月から適用されています。これはその頃の時期だから当然周知されているはずですが、従っていないことがおかしいです。余って折半とか、4割とか、何も考えていない、情報も取ろうとしない、過去の情報を右に倣えで過去のとおりやっているんですね。こういう姿をまるで正しいかのように説明しますよね。もっと良い方法を常に考えるべきです。ここで指摘されてもまだ不思議に思われませんか。

地域福祉課長

確かに開設当時から何十年も経っており、その頃から続いている考えかたというものもありますので、確かに言われることは理解できます。今後の検討課題でありますし、改善するところが改善していきたいと思っています。

森谷委員

だから緊張感を持たせるために公募するんです。公募して理屈を言って、やるのならまだ良いわけです。是非そのように考えて改善されてください。

道下委員長

足立副委員長。

足立副委員長

これは12月議会で審議しないと間に合いませんか。

行財政改革推進課長

今回たくさんの議案を挙げさせていただいています。指定管理については事前に仮協定しており、今回の議会で本協定となりますので、12月にご審議いただて準備を進めたいです。

道下委員長

他には。

(「なし」という声あり。)

では議題4 議案第102号について改めて質問を受け付けます。
森谷委員。

森谷委員

だれがどこに来て、その人の収入にあった手当ををするのはなくて、社協の責任でするように変更すべきで、修正案を出すか条件付きで採決するのが可能なら、そうすべきではないかと思えます。そうすれば、先ほどの坂田さんの件もクリアできると思いますがどうですか。

道下委員長	西村委員。
西村委員	先ほどの答弁で再質疑もしましたが、統廃合を考慮しているという話でしたよね。第1期再配置計画の中にはありません。ないのに3年と期間を短くする理屈がよく分かりません。
三隅市民福祉課長	第1期には出ていませんが、全体の計画ではでています。施設もかなり古いですからなるべく早く、社協三隅支所の移転を考えていますので3年としました。
西村委員	要するにこの前のように追加という形で第1期の、第一次追加、第二次追加という形で追加になる可能性があるということですか。
行財政改革推進課長	そのとおりです。
道下委員長	その他ありますか (「なし」という声あり。)

5 議案第103号 指定管理者の指定について(浜田市高齢者生活福祉センター)

西村委員	<p>それでは 議題5 議案第103号 指定管理者の指定(浜田市金城高齢者生活福祉センター)について、質疑をお願いします。</p> <p>指定管理料が期間は5年で前期と同じですが管理料が7935万円あまりから7198万2000円とかなり落ちています。説明をお願いします。</p>
金城市民福祉課長	これについては、以前は人件費について正規職員と非正規0.5とということで、嘱託とは違いますが、そういう形でやっていたのを非正規2人ということに切り替えておりまして、そうしたことで人件費が下がってきています。それからボイラーですとか空調本体の機械等を入れ替えたりして、トータル的に燃料費が落ちてきています。なので、下げています。
森谷委員	OBが8人ということですが、この人たちに支払われている報酬はどうなんですか。
地域福祉課長	費用弁償程度でほとんど報酬がない理事もかなりおられます。金額的には高額ではないと思います。
森谷委員	実働している人たちではなく、地域協議会や検討会等でたまに集まりますが、ああいう感じの人が8人いるということで、1回6000円程度だと考えればよろしいですか。
地域福祉課長	そのとおりです。
森谷委員	結果的にこうなるということは、本当にニュートラルに選ばれた

のか疑問です。専門知識を買われて雇われているなら分かりますが、市民全体の1パーセントしか市職員はいないのに、役員にはやたら採用されているというのは納得が出来ません。

地域福祉課長

地域代表として出られるとか、民間の事業者とかそういった福祉の関係の事業者の代表とか出られる方が市のOBであったと、そういった方です。

健康福祉部長

資料がないので正確に覚えていませんが、何度か申し上げていますが、社協の組織を構成するのに民児協の代表とか、高齢者クラブの代表とかそういう当て職の枠があります。現職の福祉部長も1枠あります。なので〇〇団体の会長さんがそこに来る、というようなイメージなのです理事は。理事にたまたま以前役所のキャリアがあったと、いう人がいる。それで何人ということです。全然フラットな状態から理事を探すのではなく、社協という組織を構成している各組織の団体の長が集まって理事会を構成してその中で、会長を互選して役員体制そのものが評議員に承認していただく。評議員というのはある程度地域性があるところを選んでますが、理事そのものは今言ったようなことで構成されています。

森谷委員

評議員とか理事とか役割はどう違うのですか。

健康福祉部長

理事は法人の運営に責任を負って、進めるいわゆる執行部側、評議員は理事たちが協議して決めた社協の運用方針や活動方針を承認する議決機関です。

道下委員長

その他ありますか。西村委員。

西村委員

指定管理料が下がった内訳についてご答弁いただいたが、今季は人件費については正規職員と非正規職員を0.5見ていたが来季については非正規を2人想定している、空調の関係もあるとのことですが、人件費はそのことでどれだけプラスになったのか、マイナスなのか、空調の関係でどれだけプラスかマイナスか全部で1月でも、年間でも、大雑把でも良いのでお答えいただけますか。

金城市民福祉課長

前指定管理の5年間の契約額と今期の契約額は、人件費で言えば1100万程度減。空調関係がありまして。燃料費等では前期から言えば5年間で136万円程度ほど下がっています。

西村委員

もう一度、1100万の人件費がマイナスになったというのをこの表で具体的に指摘して欲しいんですが。

金城市民福祉課長

先ほどの数字が間違っていました。人件費の計が次期が4386万

2000 円です。前期が 5231 万ですので 844 万程度下がっています。その理由は、嘱託等に切り替えたことで下がっています。空調関係、例えば燃料費で言うと 580 万円次期ですが、前期は 812 万程度ですので、ここで 230 万程度の減ということです。

西村委員

だいたい分かりましたが、今の話でも結局配置する人員によって人件費を変えているということなので、私はその考え方自体がおかしいと思います。この指定管理の職務にはこれだけの人件費がかかるはずだという見積もりをこちらがやらないと。積算そのものがおかしい。言いなりではないですか。

地域福祉課長

繰り返しになりますが、設置当初からの経費の中で人件費補助としている団体に対する指定管理を指名しているところでかかる経費については、潤沢な財源がない団体であることを加味して実費を負担すると、それを指定管理料とするというところで、予算化して、余れば次年度に繰り越すといった精算方式をとって進めてきたところです。言われるように他の施設と考え方が違うところがあります。そこは大きな懸案事項になりますので、次期の指定管理ではしっかり検討したいと思います。

道下委員長

はい。

6 議案第 104 号 指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター)

議題 6 議案 104 号 指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター) 質疑をお願いします。

森谷委員

実際にこの施設のデイサービスについて説明してください。

三隅市民福祉課長

ことらは、デイサービス事業、介護予防の通所サービスと通所サービス事業を行っています。

森谷委員

それでは、ここは指名ではなく公募に適するのではないかと思います。

三隅市民福祉課長

指名の理由は、この施設は建設当時から三隅町社会福祉協議会が委託を受けておりました。人員不足のところを社協のもとで集められ、開設に至りその後も指定管理に変わってからも、社協の努力で利用者の確保もされているところです。そういったところで、当初からずっと携わってこられたノウハウがあるということで、指名です。

森谷委員

気持ちはだれもそうかもそれませんが、そういう時代ではないで

す。千疊苑でも最初の指定管理者が、次はきちんと公募でプレゼンやりあって、美又にいきました。新しい所が管理者になりました。みらい 21 ですか、設立から変わりました。その理由が気持ちはわからないでもないですが、そこを重く重要視して指名することは無理なんです。そういう時代なんです。社協は生き残る道を作ればいいわけで、新しいところが、募集すれば社協から移りたければ移ればいいんです。社協のデイサービスが推測ですが、ぬるいのではないかと思うんです。公募にすれば、それを受け取った所は今以上に利益をあげるか、精査すると指定管理料が安くすむのではと思います。

三隅市民福祉課長

指定管理料はここはゼロ円です。介護保険事業をされるそうなのでゼロです。

森谷委員

利益が出た場合に浜田市に返すとか、修繕の負担についてはどのようになっているのでしょうか。

三隅市民福祉課長

利益還元は行っていませんが、施設修繕は管理者に修繕費をもってもらっていました。

森谷委員

壁が壊れたとかではなく、瓦が飛んだとか、外壁を塗装するとか、そのようなことも指定管理者が負担するんですか。

三隅市民福祉課長

平成 25 年だったと思いますが、蛍光灯の電気系統の事故でボヤ火災がありましたが、そのときも修繕は指定管理者であったと聞いております。

森谷委員

それについては、契約で決められているはずですが。市が出さないといけないのに、指定管理者が出したのなら調整しないといけないでしょう。決まりを教えてください。

三隅市民福祉課長

確認してまた連絡します。

足立副委員長

三隅デイサービスセンターは 5 時間 7 時間ですかそれとも 7 時間 9 時間ですか。運営は

三隅市民福祉課長

それも後で報告します。

足立副委員長

三隅自治区内において、通所サービスの需要に対応できる人員体制が整っているとありますが、他のところは整っていないのか、そういったところを。多分 5 時間 7 時間と思います。社協が行っているデイサービスの運営は。でも 5 時間 7 時間は三隅の自治区内にある他の通所においても同じと思います。7 時間 9 時間を行っているのは多分旧浜田だけだったと思います。差別化を図ってこの選定理由なら私も納得するんですが、他と全く同じ条件なのにここが選ば

れているなら納得がいきません。そのあたり、説明を後ほどお願いします。

道下委員長

後ほど課長からの答弁をお願いします。他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは次請願に移ります。

10 請願第 37 号 保育士問題保育料の軽減、出産促進に関する請願について

森谷委員から補足説明があればお願いします。

森谷委員

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

所管事務調査の中に0歳児保育についてあるんですが、請願の関連部分を執行部から説明していただけますか。子育て支援課長。

子育て支援課長

全部について、ゼロ歳児保育についてご説明させていただきます。

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

委員から何かあればお願いします。足立副委員長。

足立副委員長

今は湯梨浜町が先進地と記載されていますが、鳥取県が主導です。伯耆町、大山町もあったと思います。鳥根県内の動きも分かればお願いします。

子育て支援課長

まず鳥取県の動きです。先般新聞で鳥取県がこういった在宅手当てを含めて在宅児を支援するという報道がされております。その報道のもととなったのが鳥取型保育のあり方研究会という研究会の答申ではないかと察します。結論としては在宅育児世帯の経済的支援を充実するべき。ただし現金給付だけではなく各地域の実情に応じて市町村が現物給付やサービスの利用料の軽減等を選択し又は組み合わせることを可能とすることが適當。在宅育児世帯への支援を行うにあたっては特に支援が必要な家庭への対策を制度に組み入れることが必要であるという方向性を示しておられます。鳥取県ではこの答申を受け来年度何らかの事業化をすると、したいと考えているように理解しています。議員ご指摘のとおり県下では数町先行しています。

鳥根県の状況は先ほども少しお話しましたが、総合戦略の中で子どもを増やすのに第一子、第二子から支援をすることで、早くから子どもを生んでいただく。その結果として三子が増えると考えています。そういったことで昨年保育料の第一子、第二子軽減事業、金額的には大きいものですが、見込んでおられます。現段階で私もわ

かりませんが、島根県として鳥取県と歩調を合わせた取組は考えられないと思っています。

道下委員長
森谷委員

他にお聞きしておきたいことは。森谷委員。

最初にゼロ歳児と太字で書かれている合計数値ですが、今回 400 人で切ると。651 はどう理解すればよろしいですか。ベースが 400 のうちの 239 と把握したいんですが。この 651 のうちの 239 になるんでしょうか。どう考えればよろしいですか。

子育て支援課長

保育所の運営費を計算する時に、学齢の所で年齢を決定します。ゼロ歳児といった場合に平成 28 年と言いますと、平成 27 年 4 月 1 日に生まれた方までが、1 歳です。ですから 27 年 4 月 2 日から 28 年 4 月 1 日までに生まれた方は学齢と言いますとゼロ歳です。まず 4 月 1 日時点でそれを押さえていただきたいと思います。その後年度の途中 28 年 4 月 2 日から 10 月までという調査の話ですので、28 年 10 月 31 日まで 28 年度に生まれた子どもが年半ばですので、400 人の約半分 200 人を加えて 600 人ということです。ゼロ歳児の対象の中で、保育所に入っておられる方が 239 人ということです。

森谷委員

239 人の分母は何人でしょうか。650 ですか 400 ですか。

子育て支援課長
森谷委員

651 人です。

400 人に割り戻せば 140 人くらいでしょうか。実際に保育園に行っている赤ちゃんは。

子育て支援課長

その辺は数字の取り方だと思います。239 人の中には 28 年度に生まれたお子さんも入っています。27 年中に生まれたお子さんも入っています。また生まれてから 8 週までは預かりませんので、そういったことを加味すると、理論上はそうなるということで、実際は歳がいくほど、生まれて 8 週目からだんだん預ける人が増えていきますので、実質はこうなのかなと思います。

森谷委員

どなたか分かり易く説明してもらえますか。

子育て支援課長

保育所入所の年齢を示す時に、0 歳から 5 歳までをお示しします。実際に小学校に上がるのは 6 歳になってからなのでそういった意味では本来 6 歳がそこになければいけない。そこに 6 があれば 400 が続いていきますが、4 月 1 日の時点では皆さん歳を取っていないので、0 から 5 までの年齢区分がる。前年に生まれたお子さんが 0 のところに入ります。さらにその年に生まれたお子さんも 0 のところに入ってくるということです。

森谷委員

10月1日現在は実数だから239は動かないはずです。それから毎年生まれてる400も動かないですから、400生まれた中の239が保育所にゼロ歳児として入っているということですね。そして資料の下1人月額19万3000円とありますが、これを20万とします。その上に合計100パーセントで4525255とありますが、20万をかけますと、ざっくり上から1万、5万、5万、9万です。それで浜田市が負担しているということは5万余裕ができると。一人預けている……島根県ものってくれたら10万余裕ができると。その5万なり10万なりの余裕を人数を考えて所得制限をつけてどのくらい出すかという話だと思います。私の根拠は、中途半端な収入、月々6万とか7万の人たちがゼロ歳児を預けた場合に子どもが熱が出たりで働いてるのか、保育料のために働いているのかよくわからないということになるので、それを防ぎつつ、かつ保育士不足を解消しようというのが目的です。湯梨浜町はどういう意図で制度を制定されたのでしょうか。

子育て支援課長

湯梨浜町の事業パンフレットを見ると、乳幼児を家庭で育てる保護者を応援します。ということで、1歳6カ月までの乳幼児を家庭でみることで給付金を支給します。とのこと。鳥取県の在宅家庭の支援ということですが、この論点のそもそもの所を言うと、保育所入所児童に対しては大幅な公費の支援があるのに対して在宅保育の支援が薄いということで、何らかの支援ができないかということで、まず現金給付をされている町がある、ただし全県的にやるには市町村の事情があるので現物支給、あるいはサービスの提供、こういったものも合わせて在宅の家庭の支援をしていくということです。

道下委員長
森谷委員

請願の審査なのでこのあたりで、お願いします。

思いもよらなかったんですが、公平ということですね。保育所に行っている家庭には公費の補助があるのに、在宅には公費の補助がない。ここの公平、バランスをとるためという意図で・・私の想いとは若干違うんですね。家で見たとときに3万なり、5万なり課税所得としてみていると思います。それをもらいながらお母さんに預ける。これもありと思います。隣の人が自分の子どももみてもらうこともありと思います。

道下委員長

ほかに請願についてご意見はありますか。

(「なし」という声あり)

請願については質疑を終了します。

三隅市民福祉課長

先ほどの内容の確認についてです。三隅デイサービスについては確認したところ 5 時間、7 時間体制でした。施設修繕についてですが、23 年の協定を確認したところ、管理施設の修繕等の部分で、管理施設の修繕、改造、増築については乙が自己の費用と責任において実施するとありました。乙は指定管理者である社協です。

もう 1 点、足立副委員長からの質問で人員確保についてですが、デイサービスについては現在職員 24 名で運営しています。9 割は地元の皆さんで対応している状況です。そういった意味がありますので、地元での雇用の場になっているということで、人員確保が良いと述べさせて頂きました。

暫時休憩とします。再開は 15 時 30 分です。

[15 時 22 分 休憩]

[15 時 30 分 再開]

道下委員長

会議を再開します。

三隅市民福祉課長

議案第 121 号の財産の無償譲渡についてきずなの解体についてです。譲渡した後の利用状況、最終はどうか認識していませんでした。無償譲渡後の解体については譲渡先に解体費用を負担していただきます。これから進めてまいりたいと思います。

12 所管事務調査

(1) 大腸がん検診の状況について

道下委員長

所管事務調査です。執行部から順にお願いします。地域医療対策課長。

地域医療対策課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から質問はありますか。柳楽委員。

柳楽委員

私が資料が必要箇所をきちんとお伝えしていなかった気がします。多分配布の受付をされる会場が公民館であったり、地域の中心となる会場ということだと思いますが、自分で運転しない高齢者の方は取りに行くのが難しいという声を聞いています。そういったことで高齢者の方の受診率がどうなのかということだったので、高齢者の

受診率というところをお願いすれば良かったなと思って反省していますが、受付会場まで行けないという高齢者の声は聞いておられますか。

地域医療対策課長

家族、ご近所の方が申し込み用紙を書いてくだされば、その場でお渡し出来ます。会場までこられない方がおられれば、来て頂く方に頼んで頂ければ、大丈夫だと思います。たくさんおられます。

柳楽委員

そういったことが出来る方は良いですが、頼める人がいない方もいると思います。郵送対応している自治体もあるらしいのですが。

地域医療対策課長

初めて40歳の方が対象になりますので、クーポンとして40歳の方には郵送する方法を取る予定です。ご希望の方にはお電話で受け付けて郵送する等の対応が取れるよう検討します。その他あります。

(「なし」という声あり)

次にうつります。

(2) 第7期介護保険事業計画策定スケジュール(案)について

道下委員長

この件について、健康長寿課長。

健康長寿課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から質問はございますか。足立副委員長。

足立副委員長

広域行政組合の動きです。在宅介護実態調査に取り組まれているようですが、現実的には広域が動いているわけではなく、居宅介護支援事業所を中心に実施しているものと認識しています。今後の分析、取りまとめ、来年6月から設定作業等がありますが、大部分は業者作成と思っています。そうではなく、浜田の現状をきちんと認識していただきたいのと、広域の職員が現場に出ていないと感じます。圏域会議、企画調整会議など、広域行政組合が保険者という立ち位置で現状把握をしていただきたいと思います。そういう場面は全くないと思いますがいかがですか。

健康長寿課長

広域行政組合が保険者としての運営をしていますが、その構成市である浜田市、江津市と二人三脚と言いますかという形で現場に直接接するのは市となることは役割分担としては必要な部分だと思います。ただ上手く連携がとれていない部分があったり、把握に疑義があったり、もっとしっかりしろということだと思います。貴重

道下委員長

なご意見として取り組んで生きたいと思っております。
その他ありますか。
(「なし」という声あり)

(3) 保育所の病児の状況について

道下委員長

この件について、子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から質問はございますか。
(「なし」という声あり)
次にうつります。

(4) 0歳児保育について

森谷委員

この件について、説明は先ほど終わったので割愛し、委員からの質問を受け付けます。森谷委員。

1 ページの下 19 万を 20 万にしたこと。それとその上の国負担が 9 万、5 万、5 万、保護者 1 万としまして、裏ページの上年収 30 万のところまでたすと、約 60 人になります。この 60 人で計算しますと、36,000 千円で浜田市が負担なしで、それを親に 5 万あげることができる。ここまでは、認識はどうですか。

子育て支援課長

保育所に入っているお子さんに対して支給して家で見てもらうということであれば、同じですが、一般質問の答弁、先ほどももうしましたとおり、保育所に入るには保育を必要とするという要件がありますが、家でみている方を対象にした場合に本来保育を必要とされていた方が家にいるかはわかりませんので、対象者はもっと増える、市の負担が増えることになろうかと思えます。

森谷委員

239 人が保育所に通っていますが、ゼロ歳児で保育所に通っていない人が何人と認識していますか。

子育て支援課長

651 人から 239 人を引いた数字 約 412 人です。

森谷委員

生まれた赤ちゃんは何人ですか。

子育て支援課長

平成 27 年で言えば 417 人です。

森谷委員

ということは全員家庭にいるということですか。

子育て支援課長

先ほどもお話したとおりゼロ歳児というのは 4 月 1 日学齢で判断しています。ですから 4 月 1 日の時点で 400 人強、そしてその年度に生まれる子どもが順次加わっていった最終的には 400 人程度生ま

れますので、800人ということであります。

森谷委員

先ほどもお話したように、1年間に子どもが400人生まれます。そして10月1日に239人が保育園にいます。そうすると、400から240を引くと160人が家にいるんじゃないでしょうか。

子育て支援課長

ですので239人の中には今年度生まれたお子さん、数ヶ月のお子さんも入っております。

森谷委員

8週ということは53分の8に過ぎません。誤差としてはおかしいわけですが。400人が家にいてその中で3600万に対応するためには5万支給するのを3万にするとか2万にするとかすればバランスがとれるところが出てくるということではないでしょうか。

子育て支援課長

要はこの表の中の下に負担割合がありますが、浜田市の負担が推計であります。約1億5千万かかっています。これを651人でわるのか、所得制限などしてこの数字を少なくするのがいいのかわかりませんが、その結果1人あたりの支給額が出ると、委員が言われるのは、こうではないかと思えます。

森谷委員

課長の説明は難しいです。ひとり5万助かるのを親に払えば負担はゼロ。しかし本来保育園に行っていない人に5万となると逆ザヤになるから、5万を3万に減らす、2万に減らす、1万に減らすとすると、どこかでバランスのとれるところがあるのではないかということなんです。

子育て支援課長

正確を期そうと思いましたので。議員の言われるとおりです。

森谷委員

赤字になるのがいやであったら、どこかで線を引けばいいんです。県と一緒にやってくれるのであれば、10万から8万、6万と線を引けばいいと思えます。どうしても財政的にバランスをとろうと思えば。そういうことで、はじめることができると思えます。それを選ぶのは家庭ですから、どういう事情であっても、無理してでも保育園に預けて働くのも自由だし、3歳、4歳になっても家で見るのも自由と、そういうレベルで選ぶことができるという選択肢、かつ財政負担がないということになれば、子どもを第一子を作る人が増えると思えます。第三子を援助するよりも1つのハードルを越えることのほうが効果があるんじゃないでしょうか。このようなことを考えてもいいと思えます。様子を見てもいいじゃないでしょうか。いろんな人に聞いていますが、助かると言われる方は低所得者です。浜田市の子どもを保育園に預けている職員さんに聞くと、預けると

言われる方が多いです。無くなる所得が多いからです。低所得者で子どもを作って大変だと言われる方が作りはじめると思います。

子育て支援課長

委員が言われる目的として保護者にお金が行くということで、保護者が在宅を選ぶのではということがあるかと思いますが、先ほど申しましたように5万円のところが、保育所だけで言えばどんどん下げていくということになると、在宅を選ぶメリットが薄くなるのではないかと。そういう意味ではある程度の金額を出す、働いている収入に近いもの、若しくはそれ・・・その目的を達するには額がだんだん小さくなっていくのではないかと思います。それから先ほど説明を漏らしましたが、鳥取県の状況ですが、鳥取県で現金給付をしているのは全て町です。公立の保育所が多いです。公立の保育所の運営費は既に一般財源化されており、国・県の負担は既に自治体に入っております。鳥取県では多分市部があまり現金給付に積極的でないようですが、そのあたりは恐らく市部は浜田市と同様私立の保育所が多いのではないかと思います。ですので、私立の保育所は負担金という形で国県からお金を貰っていますので、その部分が無くなるということで、財政負担が重いということもあろうかと思えます。説明が漏れとりましたので補足させていただきました。

森谷委員

そういうことも考えています。夜間保育にまわせばいいでしょ。保育士があるなら。そうすれば、家庭の公平にもなるし、保育所の収入の削減にもならないです。

道下委員長

それではこれで終わりにします。次にうつります。

(5) 漏水実態調査について

工務課長

この件について、工務課長。

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から質問はございますか。足立副委員長。

足立副委員長

浜田市は多分漏水調査部分を、他市は業者さんと年間で面積なり距離を決めて委託契約して調査していたと思いますが、浜田市はやっていないか、やっていたとしても非常に範囲が狭いと思います。現状を聞かせてください。

工務課長

ご指摘のとおり浜田市においては、およそ怪しい所をにらんで一定区域を対象にその都度委託している状況です。

足立副委員長

松江だかどこか、年間のある程度行政側が面積を決めてこの範囲を委託する、そして何年かに1度は漏水調査が回ってくるという仕組みをとっている自治体がありました。浜田市がなぜできないのか、浜田市は予防が出来ないために・・・が低下してかつ漏水の実態もあきらかになっているのが現状ではないかと思います。それが最終的に市民負担に繋がっている。だろうと、私は思います。先の一般質問で同僚議員から水道について質問された中で、本管の更新については150年とか現実的でない数字の答弁がありました。漏れがないようにきちんと1年間の面積もしくは距離を決めて、漏水調査が出来る仕組み作りが必要ではないかと思います。

工務課長

計画的な漏水調査に努めていきたいと思いますが、経費的な問題もあるし成果が出ない、費用対効果の面を見てもったいないという話を先輩方から聞いています。しかし今後は計画的な漏水調査を進めてまいりたいと思います。

道下委員長

他に。

(「なし」という声あり)

(6) 下水道の処理形態の変更状況について

道下委員長

この件について、上下水道部長。

上下水道部長

(以下、資料をもとに説明)

道下委員長

説明が終わりました。委員から質問はございますか。森谷委員。

森谷委員

小さく変わっていく、それは人口減少とコストのことを考えて、と理解しました。資料の一番下に、合併浄化槽での整備とありますが、大きなものより中程度が良い、という話と理解しますが、結局は浜田市が下水路、管路を整備して処理施設を作り、更新時期を迎えれば更にお荷物になるわけですが、合併浄化槽は国の補助金をそのままバトンタッチする形になりますが、補助金を無しにすれば何も、1円も要りません。管理も家が払いますし、設置も家です。なぜ200億もかけて行うのかも一度見直してほしいんです。そして小さいのにすればコストがかからない、削減が見込めるとありますが、10億が1億になるかもしれないですが、1億が10個必要ということになるので、合計しても、小さくなるんですか。

上下水道部長

管路の総延長は短くなる、小分けして近い施設に繋がりますので当初の案が400億ですが、それを小分けした場合は当初ですと170

億程度ですか、そのように区分けして小規模化することで、コストを下げられるということです。コスト削減に繋がるということです。

森谷委員

200億というのが60年の寿命とすれば、60年経てば200億またかかる訳です。それが合併浄化槽だといらなくなるということで、合併浄化槽に勝るものはないと思います。せめてコミプラですよ。

なぜ、お金もかかって、管理費もかかるものを、推進するのか実態をみてどう思われますか。

上下水道部長

現在の方針に至った経過は従来型とは大幅に変わった考え方で下水道審議会に説明してそこで答申をいただいております。その中で一番公共下水を整備するのにふさわしいのは何処か、浜田駅周辺なら大丈夫であろうということだと考えています。いろんな整備の手法があるのですが、そこは現在先ほどお示した案以外のところは何も決まっています。今後費用対効果の高いことも含め検討すべきと思っています。

森谷委員

それは神楽館を作るならA案、B案、C案というのと同じです。作らないという選択肢もないといけないのでしょうか。し尿をきれいな状態にするには合併浄化槽のほうがいいのか、大規模なのがいいのか、駅前小さいのがいいのかということで、何処に大規模なものを中規模なものを、対応すればいいかということだと、駅前というのは当たり前の話です。アンケートによって結果はいかようにもできると同じわけです。全ての選択肢をテーブルにのせて考えないと、間違った選択をすることになると思います。

道下委員長

それでは次に移ります。

(「なし」という声あり)

13 その他

その他、執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

委員から何かありますか。

(「なし」という声あり)

では執行部の皆さんはご退席いただいて結構です。委員は引き続き採決を行いますのでお願いします。

《 執行部退席 》

道下委員長

それではこれから採決を行います。

議案第82号浜田市あさひふれあいプラザ条例を廃止する条例について本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

道下委員長

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号浜田市地域活動支援センター条例の一部を改正する等の条例について本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案101号指定管理者の指定について(浜田市総合福祉センター)委員から採決の前に何か意見はありますか。

足立副委員長

これと次の102号併せての意見になりますが、3月議会まで継続すべきだと思います。

道下委員長

その他ありませんか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号指定管理者の指定について(浜田市三隅老人福祉センターみすみ荘)委員から採決の前に何か意見はありますか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号指定管理者の指定について(浜田市金城高齢者生活福祉センター)委員から採決の前に何か意見はありますか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙

手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案 104 号指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター) 委員から採決の前に何か意見はありますか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 105 号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)委員から採決の前に何か意見はありますか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 120 号 財産の無償譲渡について(浜田市あさひふれあいプラザ)委員から採決の前に何か意見はありますか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 121 号 財産の無償譲渡について(浜田市みすみ地域活動支援センターきずな)委員から採決の前に何か意見はありますか。

(「なし」という声あり)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願審査に入ります。請願第 37 号 保育士問題保育料の軽減、出

産促進に関する請願について 委員からのご意見を伺いたいと思います。

小川委員

前回の請願と同じ内容だということ、請願者のうちの1人が継続して出されていること。前回請願された方は結果に対して納得されておろされたのか、新たに賛同された方は願意が全くご本人の願意にそった形で出されたのか、お聞きします。

森谷委員

前回の結果と聞きに行っていないとか、あとから来られて嘘をついて言われるというような情報を聞いて面倒くさくなるからやめた、ここまで面倒ならやりたくない、そういう請願制度に対する不信感で、辞められました。そして賛成されている方はたくさんおられますが別に名前を集めればいいものではなくて、内容を審査してもらわなければならないので、前と全く同じとか、誰かが抜けたとかではなくて、本来の姿で審査してもらわなければならないと思います。

小川委員

わかりました。それと請願についてですが、前回は議論になったところもあるんですが、請願権については憲法で保障された権利できちんとした要件を満たせば当然議長に提出し審議するわけですが、内容をみていきますと、内容について私自身の見方ですと、前回と全く内容が変わっていないという形からすると、前回は否決のなったという中で、何らかの変化があって今回出されたのか、或いは、湯梨浜町とか鳥取の事例などをいくつか勘案した中身で内容を精査し、再度提案するべきではないかと感じています。それがまったく同じ内容を出されるとなると、手続き上の請願権の軽視になるのではないかと感じますが、お聞きします。

森谷委員

反問していいですか。請願権の軽視とはどういうことか、はっきりしてもらわないと。

道下委員長

それは小川委員の意見であるので。

森谷委員

憲法で保障されていることでしょうか。個人が。

平石委員

ここは採決をするかどうかを判断するために意見を聞いている場です。

澁谷委員

前回は第3子以降の保育料を無料化する方が子育て支援としては先であるという理由から反対しましたが、それ以後紹介議員の話を伺う中でこの政策も重要な子育て支援の1つであるという思いとなりました。それと現在の浜田市において明確に他市に比べ優位性のある支援策が進展していないことから今回は賛成です。

平石委員

私は前は不採択としましたが、その後鳥取などの状況をみますとなんらか進展をしているような状況ですので、すぐには言いませんが、島根県内の様子を見たいとも考え、継続審査としたいと思います。

小川委員

反対の立場で意見を述べさせていただきます。パートの女性の働く雇用の関係ですが、実際に5万から6万の収入の方がこのような制度を適用して仕事を辞めて子どもを看るということが現実的か疑問があります。非常に女性の社会進出など問題になっていますが、働く労働条件とか賃金の面も含め難しいなか、一旦仕事を辞め再度仕事につくということがどれだけ大変か当事者の方は十分知っておられる中で、仮に子どもが0歳の間も、できる限り8週間を超えたら子どもを預けて働いてたとえ収入がマイナスになったとしても働かざるを得ないというのが私が見聞きする印象です。そういう中でこのような制度を導入したときに、湯梨浜もそうなんですが、ある意味条件の良いおじいさん、おばあさんがおられた方については一定程度その適用になる可能性もありますが、たとえばシングルマザーだとかこの制度がどのように運用されるかということからいうと不公平がより大きくなる可能性があるのではないかと感じております。

それともう一つ保育士の保育士不足に寄与するとありますが、保育士不足は飽くまでも待遇が問題であることであって、こうした制度を導入することで不足が解消するというにはならないと考えます。そうしたことで1石4鳥にはならない、1石1鳥の程度はあるかもしれませんが、なかなか4鳥をやるだけの制度ではないと感じています。そういったことから、反対の表明をさせていただきます。

西村委員

小川委員がおっしゃったことは私も実態としてはあるかと思えます。子どもを育てる側の視点に立った時、1年間家庭で子どもを育てるという選択肢を広げるといって、選択肢を広げる視点で、現状より数段優れた制度になる可能性があるという意味で、浜田市に研究して欲しいという意味で賛成します。逆に県にこういうやり方であればもっと保育所に行ける条件も家庭で育てる条件も広がっていくんだという意味の積極的な提案を浜田市にして欲しい、そういう意味で研究をして欲しいという立場で、ここに書かれていることが全

て正しいということで、賛成ではない、そういう選択肢を広げる意味でどういうやり方がいちばんいいのかという視点で浜田市に研究して欲しいという意味で賛成です。

柳楽委員

この請願にある内容について、気持ちは分からなくもないと思います。ただ、これまでも子ども手当だとか福祉給付金も出されている中で、これ以上の手厚い部分というのが、先々を考えた時に良いのか、私も子育てをしてきた中でどうなのかという疑問点があります。また執行部からの説明の中で、県で今後保育料軽減策が考えられているというお話もありましたので、この段階で採択はどうかと思います。色んな方法が考えられないのかという意味で継続とさせていただきます。

足立副委員長

紹介議員の話聞く中で選択肢の1つであろうというふうに思ってきました。私はもう少し研究したいということと、県の動向と合わせたいという意味で継続としたいと思います。

道下委員長

継続審査すべきという意見が出ました。それではお諮りします。

本請願は閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手少数)

賛成少数のため、継続審査としないことに決しました。この請願については採決することとします。

本請願を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数です。本請願は採択すべきものとすることに決しました。

以上で福祉環境委員会を終了いたします。

[16時40分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 道下文男